

## 税の優遇措置について

公益財団法人 日本国際フォーラム  
事務局

個人・法人からの公益財団法人への寄附金については、一定の要件の下で税制上の優遇措置が受けられます。当フォーラム会員の皆様からお支払いいただく年会費は、寄附金として扱われ、この優遇措置の対象となります。詳細は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 個人の場合

個人からの寄附金（当フォーラム個人会員の年会費を含む）は、所得税、個人住民税（一部の都道府県・市区町村に限る）および相続税において、次のような優遇措置の対象となります。

（1）所得税における優遇措置（所得税法第78条、所得税法施行令第217条及び租税特別措置法41の18の3）

個人からの寄附金は、確定申告において①所得控除としての「寄附金控除」の適用を受けるか、②税額控除としての「公益社団法人等寄附金特別控除」の適用を受けるか、有利な方を選択することができます。

##### ①所得控除

（寄附合計額（注1）－2,000円）＝控除額

（注1）年間所得の40％に相当する金額が上限

##### ②税額控除

（寄附合計額（注2）－2,000円）×40％＝控除額（注3）

（注2）寄附金額が総所得金額の40％を超える場合は、  
40％に相当する額が限度です

（注3）控除額は、所得税額の25％が限度です

寄附金控除を受けるためには、所轄税務署での確定申告を行ってください。確定申告書提出の際に、当フォーラムが発行した「領収証」および「税額控除に係る証明書」を添付してご申告ください。

#### （2）個人住民税における優遇措置

東京都に住民登録をされている方の場合、当フォーラムへの寄附金は個人住民税控除の対象となります。その他の道府県における条例での取り扱いや申告については、お住まいになられている都道府県税事務所または市区町村の税務担当窓口にお問い合わせください。

#### （3）相続税における優遇措置

（租税特別措置法施行令第40条の3第1項第3号による）

相続により受け継いだ財産の一部もしくは全額の寄附については、相続税が課税されません。相続税の申告期限は、故人がお亡くなりになった翌日から10ヶ月以内です。その期限内にご寄附いただき、相続税申告書提出の際に、当フォーラムが発行した「領収証」を添付してご申告ください。

## 2. 法人の場合

法人からの寄附金（当フォーラム法人会員の年会費を含む）は、法人税において、次のような優遇措置の対象となります。

法人税における優遇措置（法人税法施行令第77条および第77条の2による）

公益財団法人に寄附（当フォーラム法人会員の年会費を含む）をした法人は、確定申告によって、法人税法上の通常の「一般損金算入限度額」に加え、別枠の「特別損金算入限度額」を上限として、損金算入をすることができます。確定申告書提出の際に、当フォーラムが発行した「領収証」を添付してご申告ください。具体的な損金算入方法は以下のとおりです。

(1) 「一般損金算入限度額」

$(\text{資本金等の額}) \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + \text{所得金額} \times 2.5 / 1000 \times 1 / 4$

(2) 「特別損金算入限度額」

$(\text{資本金等の額}) \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 3.75 / 1000 + \text{所得金額} \times 6.25 / 1000 \times 1 / 2$

**【日本国際フォーラム事務局】**

[住 所] 〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-12-1301

[TEL] 03-3584-2190

[FAX] 03-3589-5120

[E-Mail] [jfir@jfir.or.jp](mailto:jfir@jfir.or.jp)